厚生労働省健康局健康課長 (公 印 省 略)

平成31年度における東日本大震災被災市町村への 保健師派遣の協力依頼について

東日本大震災による被災市町村への保健師の派遣については、全国の地方公共団体から御協力をいただいており、改めて深く感謝申し上げます。

発災から間もなく7年9月が経過しますが、岩手県・宮城県においては、住宅再建・ 復興まちづくり事業を中心とした、福島県においては、避難指示区域の解除に応じた復 旧・復興事業が行われており、引き続き、職員の派遣が必要とされております。

これら被災地においては、被災住民の住環境の変化による健康問題やメンタル面での不安等、復興のステージに応じた新たな課題に対応する必要性が生じており、こうした課題に応えることができる保健師の派遣が、引き続き要請されているところです。

ついては、被災地のこうした状況を御賢察いただき、引き続き積極的な被災市町村への保健師の派遣に、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い致します。

なお、総務省・復興庁からも、下記(別添1、2及び3)の通知が発出され、協力が依頼されております。加えて、「東日本大震災被災地方公共団体における保健師の確保に向けた取組について(協力依頼)」(平成29年7月20日付復本第1518号復興庁統括官付参事官、健健発0720第2号厚生労働省健康局健康課長通知)(別添4)に記載されている各関係団体と連携した取組につきましても、改めて御協力の程御願い致します。

また、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願い致します。

記

- 別添1 「平成31年度における東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年7月九州 北部豪雨、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震被災市町村に 対する市区町村職員の中長期(復旧・復興事業)の派遣について」(平成30年 12月7日付総行公第168号総務省自治行政局公務員部長通知)
- 別添2 「平成31年度における東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年7月九州 北部豪雨、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震被災市町村に 対する都道府県職員の中長期(復旧・復興事業)の派遣について」(平成30年 12月7日付総行公第169号総務省自治行政局公務員部長通知)
- 別添3 「平成31年度における東日本大震災被災団体への人的支援について(依頼)」 (平成30年12月7日日付復本第2321号復興庁統括官通知)
- 別添4 「東日本大震災被災地方公共団体における保健師の確保に向けた取組について (協力依頼)」(平成29年7月20日付復本第1518号復興庁統括官付参事官、健 健発0720第2号厚生労働省健康局健康課長通知)